

○在宅勤務等手当の運用について

(令和7年3月21日岡人委第366号通知)

岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。)及び在宅勤務等手当に関する規則(令和7年岡山県人事委員会規則第18号。以下「規則」という。)の運用について次のように定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知します。

記

給与条例第11条の3関係

- 1 この条の第1項の「人事委員会規則で定める期間以上の期間」とは、月を単位とし、同項に規定する勤務(以下この項及び第3項において「在宅勤務等」という。)をあらかじめ命ぜられた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降の月から規則第4条に規定する期間以上の期間連続する一の期間(以下「一の期間」という。)をいう。この場合において、一の期間中に命ぜられた在宅勤務等の状況に変更が生じた場合であっても、当該一の期間の始期又は終期が変更されることはない。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が任命権者を異にする異動をした場合の一の期間は、当該異動をした日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了するものとする。
- 3 この条の第1項の1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数に係る要件を具備するかどうかの判断は、一の期間において在宅勤務等を命ぜられた日数を当該一の期間の月数で除して得た数に相当する日数が10日を超えるかどうかにより行うものとする。ただし、在宅勤務等手当の支給開始後に在宅勤務等を命ぜられた日数に変更が生じた場合については、一の期間内の各月の初日において、当該一の期間中既に在宅勤務等を行った日数と、同日以降の在宅勤務等を命ぜられた日数を合算した日数を当該一の期間の月数で除して得た数に相当する日数が10日を超えるかどうかにより行うものとする。

規則第2条関係

この条の第3号の「前2号に掲げる場所に準ずる場所」には、県の施設又は県が職員に無償で使用させる施設等は含まれないものとする。

規則第6条関係

- 1 在宅勤務等手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

- 一 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づき停職にされた場合
- 二 地方公務員法第55条の2第一項ただし書に規定する許可を受けた場合
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている場合
- 四 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）をしている場合
- 五 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている場合
- 六 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている場合

2 この条の第2項又は第3項の規定により「その際支給する」場合には、その日以後において計理上処理できる限り速やかに支給するものとする。

規則第8条関係

- 1 在宅勤務等手当を支給する場合には、職員ごとに在宅勤務等手当支給調書を作成し、保管するものとする。
- 2 在宅勤務等手当支給調書の様式は、別記様式のとおりとする。

別記様式

在宅勤務等手当支給調書

勤務公署		職名	
職員番号		氏名	

3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を命ぜられた期間	年	月	から
	年	月	まで

支給開始月の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
在宅勤務等の日数														
	計画日数	計画日数	計画日数											

2箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数										

3箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数									

4箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	実績日数	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数								

5箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数		

6箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数		

7箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数		

8箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数								

9箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数									

10箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数										

11箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	実績日数	計画日数											

12箇月目の初日の状況

月数	1箇月目	2箇月目	3箇月目	4箇月目	5箇月目	6箇月目	7箇月目	8箇月目	9箇月目	10箇月目	11箇月目	12箇月目	月平均日数	支給可否
在宅勤務等の日数														
	実績日数	実績日数	実績日数	計画日数										

備考

記入上の注意

「月平均日数」の算出は、「3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を命ぜられた期間」の各月の在宅勤務等の日数を合算した日数を、当該期間の月数で除して得た日数（少数点以下1位未満は切り上げる。）とする。

※ 各任命権者は、必要があるときには、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。